

社会福祉法人森戸福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人森戸福祉会(以下「当法人」という)の理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条

1 当法人の役員報酬基準

各役員等ごとに年度総額5万円を超えない範囲

監事による監査及び理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の報酬
5,000円以内/1日（交通費含む）

2 同日にあわせて2つ以上の法人の業務を行った場合は1つについて、これを支給するものとする。

(旅費・その他)

第3条

役員等が、その職務の執行にあたり負担した費用及び出張する場合実費を支給する。

(改廃)

第4条

本規程は、評議員の議決を経て、改廃することができる。

附則

1 この、規程は平成29年4月1日から施行する。